

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：32629

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330021

研究課題名(和文)組織縦断的・横断的過失の解釈論的検討とその総合的対策

研究課題名(英文)Criminal negligence in organization/through organizations

研究代表者

大塚 裕史(ohtsuka, hiroshi)

成蹊大学・法務研究科・教授

研究者番号：40304290

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、企業内や企業間など、組織内あるいは組織をまたがる形で過失責任がとられるタイプの犯罪について、研究を行うものである。本研究では、判例分析や文献研究を通じて、その刑事責任の限界や責任追及のための手続きについて論文14件、学会発表2件、書籍1件の成果を挙げている。その内容は、「予見可能性」要件の意義と内実の更なる明確化、実体法と手続法にまたがる新課題への対応方法、単に過失犯が競合した場合と共同していると評価できる場合の区別の3点を主たるものとしている。

研究成果の概要(英文)：The projects researched crime of negligence in organization or through organizations. We collected cases on criminal negligence and analyzed them and research materials in order to explore the limit of criminality and the appropriate procedure. The results contain 14 articles, 2 reports and 1 book. This project examined foreseeability, complications of substantive and procedural problems and criteria to distinguish concurrence of criminal negligence and co-principal of criminal negligence.

研究分野：刑法

キーワード：過失犯

1. 研究開始当初の背景

(1) 代表者の研究履歴からの背景

研究代表者は、過失犯について長きにわたり研究を行ってきた。特に、2000年代以降は、科学研究費補助金の支援を受け、分担者として、交通事故について2003年度から2005年度まで、代表者として、医療事故につき2009年度から2011年度まで、それら社会的事象についての刑事法的対応について、過失犯研究を含む形で、研究を継続して行ってきた。それらの研究においては、常に、過失犯への刑事的規制の実体法的・手続法的限界が通奏低音として問題となっており、過失犯処罰についてより正面から、かつ実体法・手続法にまたがる形で発展的に研究を行う必要があると考えるに至った。

(2) 社会的背景

さらに時を同じくして、2000年代に入り、大型で重要な過失犯に関する判例が下され、学説上・実務上の関心、さらには社会的関心も大きく集めている。具体的には、薬害エイズ事件(最決平20・3・3刑集62巻4号567頁ほか)、明石歩道橋事故事件(最決平22・5・31刑集64巻4号447頁)、明石砂浜陥没事故事件(最判平21・12・7刑集63巻11号2641頁)、JR尼崎列車脱線事故事件(神戸地判平24・1・11判例集未登載、大阪高判平27・3・27判例集未登載)、パロマガス器具中毒事件(東京地判平22・5・11判タ1328号241頁)、三菱自動車リコール事件(最決平24・2・8刑集66巻4号200頁)などの「新型」の過失競合と組織性を特徴とする過失判例である。

(3) 本研究課題の背景

前述の本格的過失犯研究の必要性という観点と、これらの新たな傾向が重なりあい、これらの事件での過失犯処罰は、従来の過失犯の枠組に収まるものであるのか、という疑問点が、本研究を計画する重要な動機となっている。すなわち、いわゆる伝統的な過失事犯として、交通事故や医療事故があり、さらには1970年代以降、新たに登場した管理・監督過失という類型があるが、先ほど取り上げた諸判例は、新たな類型の過失事犯として、検討対象として設定すべきでないかということである。これら事故は管理・監督過失と類似しているように見えるが、管理・監督過失では、直接危険源となる人、物理的施設との関係でその監督者・管理者の過失が問題とされていたが(芝原邦爾「監督過失」芝原ほか編・刑法理論の現代的展開総論(1990)84頁以下)、上記の新しい諸判例では、より組織の上位者に広がり、拡散する形で過失犯処罰がなされている。さらには、いくつかの事案では、単一の組織ではなく、複数の組織にまたがる形で過失犯処罰がなされている(例明石歩道橋事故事件では市役所と警察署と

警備会社、薬害エイズ事件では、医師と製薬会社と(旧)厚生省)。そして、そこでは従来型の管理・監督過失とは異なった注意義務が認められ、処罰が肯定されているのである。以上のような社会状況と学術的背景に鑑み、本研究代表者は、そのような問題となる判例群を、前述のように、異なる組織間に跨る過失事案(横断的)、同一組織内でも組織系統が巨大で、組織内の別ユニットに跨り処罰がなされている過失事案(縦断的)であると捉え、検討対象を「組織縦断的・横断的過失」と仮称し、それによって生じている従来の解釈論枠組みへの影響とその変化を研究することが必要であるとの着想に至った。

2. 研究の目的

以下の3つのことを明らかにすることを研究目標とする。

(1) 伝統的過失事犯に関する解釈論の限界とその再検討

上記のとおり、「組織縦断的・横断的過失」事犯において生じる問題、特に、主体選定と事案の複雑性により生ずる問題群について、実定法解釈論の見地からの処罰の可能性と限界を明らかにする。

(2) 「組織縦断的・横断的過失」に対する総合的対策

事故原因究明活動と被害者保護について、その社会的要請と、それに基づくあるべき制度を明らかにし、そこから生じる刑事法解釈論・立法論への要請を明らかにする。

(3) 両者の成果を調和的に統合し、「組織縦断的・横断的過失」事故に対する適切な刑事責任追及の実体法的・手続法的枠組を新たに構築する。

3. 研究の方法

このような組織縦断的・横断的過失に含まれる特徴の一つは、組織的関与であり、それにより誰に対して過失責任を追及するかという問題が生じ、実体法的には、結果回避義務の根拠とその主体選定、答責領域論、信頼の原則、過失犯の正犯・共犯に関わり、手続法的には、起訴対象の選定、訴因の特定等に関係する。また、事案の複雑性という特徴も有し、そのことは、実体法的には予見可能性や因果関係の相当性(客観的帰属)の問題を、手続法的には事案解明のための新しい捜査手法や証明方法、手続的正義を害さない範囲の手続の軽量化、共犯者の自白などの問題をもたらす。

また、単に刑事責任に関する解釈論的問題の検討にのみ終始するのみではなく、「組織縦断的・横断的過失」事故の社会的関心の高さ、規模の大きさという特徴を踏まえた検討を行う必要がある。すなわち、個人の過失責任追及は、その社会的関心に対する一つの(重要な)答えであるが、それに加えて、この種事案では、個人の責任追及を離れた事故原因そのものの究明、事件・事故被害者の保

護の問題なども含めた総合的対策が必要であることが指摘されている。そのような状況に鑑み、問題状況の重なる「組織縦断的・横断的過失」事犯においては、過失犯の処罰制限という実体法上の問題や、捜査手続と調査の関係、証拠資料の利用、訴追裁量の行使等についての手続法上の問題を、刑事法専門家において再検討する必要があることが示されている（笹倉宏紀「事故調査と刑事司法（上）」ジュリスト1432号29頁）。それらと被害者保護を併せた、刑事責任追及以外の、「組織縦断的・横断的過失」事故に対する社会的要請への対応を総合的に研究することにより、刑事責任追及の不可避性、あるいは逆に不要性が明らかとなり、新たな刑事法解釈論あるいは立法論を生み出すことになると思われる。

具体的な研究手法としては、膨大・長文に及ぶ判例群を収集し分析すること、それらに関する判例評釈等の文献の研究を行うこと、過失犯の基礎理論に関する系譜的・比較法的な視点も含めた解釈論的研究を行うこと、手続法上の問題につき、基礎理論の系譜的・比較法的検討から本件テーマについて特に検討を要する問題点を抽出し、解釈論的・立法政策的な検討を行うことにより、研究を遂行することを意図している。

4. 研究成果

(1) 実体法に関する成果

研究業績は、本研究課題の研究背景のうち、特に2000年代以降の判例の新展開の部分についての概観を行い、分析の成果を示すものである。特集「事故と刑事法」の巻頭論文として掲載され、本研究課題において示された問題意識（組織型過失における過失競合）を改めて明らかにした上で、従来の新旧過失論からの議論の展開状況、判例・学説における作為義務論・正犯論の動向、予見可能性論の動向、結果回避可能性論の動向、信頼の原則論の動向を明らかにし、本課題がそれぞれの過失犯成立要件でどのように問題が立ち現れうるかという観点からの概観を行い、本研究課題についての問題提起を幅広い読者が想定できる媒体で行ったものである。

過失犯の基本構造に関する成果

学会発表においては、過失犯の結果回避義務の認め方について、組織内過失である日航機ニアミス事件について、研究報告を行ったものである。研究組織内で見解が対立していた結果回避義務の認め方について、裁判官等実務家と共同の場で報告をし、討議することによって、実務的知見との融合・深化をめざし、研究組織で問題意識について共有することができた。その成果として、同分担者による論文へとつながった。

分担者による論文は、過失構造論の対立の意義について考察をくわえ、近時提言され

たモデル論について、その限界を指摘するものである。その上で、手続法についても視野に入れつつ過失犯の訴因の設定方法、組織間の関係の過失犯要件への影響を論じ、基本構造に関する議論の新たな可能性を示す成果であり、次の論文につながる問題提起である。

引き続き同分担者により、論文が最終段階で執筆された。本論文は、過失犯を素材として、実体論/認定論という二元的な構成で犯罪を検討することの要否・当否を明らかにすることを問題意識としている。その上で、発表の検討対象判例を素材に、最高裁の決定文を分析の上、実質的な危険性をめぐる議論について、結果発生確率の問題ではなく制御との関係、負担の割振りに係わるとし、危険性と注意義務の関係につき、当事者の関係性から想定される一般的な注意義務が、特定の行為者における予見可能性や履行可能性に基づいて行動義務としての回避義務に具体化されると考えるべきであるとする。さらに取締規則などの形式的制約は議論の出発点かつ枠であるべきであり、現実に対する判断と仮定に対する判断を意識し、合理的な負担をもたらす配分を考えて過失犯の成否を検討すべきであると結論付ける。

代表者による論文は、後掲の論文の研究およびその結論をうけて（後述）、予見可能性の意義と内容について改めて検討を加える基本構造に関する研究成果である。同論文では、最新の予見可能性の結果回避義務定立機能のみを重視する過失構造論について批判的検討を加えたうえで、客観的帰責の前提条件を検討する予見可能性と主観的帰責を基礎づける予見可能性に分析の上、後者の観点から、個別具体的結果に対する予見可能性（事後的予見可能性）が責任主義から主観的帰責には不可欠であることを示す。すなわち、主観的予見可能性は人間による意思支配可能な結果に対する答責性を問題にするがゆえに、故意犯・過失犯共通のものとして理解されるべきであるとする。その上で、結果、因果経過に関する予見可能性についての判断を検討し、予見可能性の可能性判断につき、行為時の法則知識を前提に判断すべきであること、第一次的な責任主体を特定することで予見可能性判断に対する規範的限定を加えるべきことを提言する。

過失犯の主体選定に関する成果

論文は、従来の過失犯論で独立の領域を形成してきた鉄道事故過失と管理・監督過失について、いわゆるJR尼崎列車脱線事故事件を素材にして、両者が交錯する固有の領域について検討を加えたものである。本件事故については、予見可能性、結果回避義務、正犯性のいずれにおいても処罰要件を充足するものではないと分析の上、管理責任・監督責任につき過失責任を問う際の、今後の検討方法について、予見可能性の内容・程度を精

緻化する方向を具体的に提言した。

複数関与過失犯の法的規律に関する成果
雑誌論文 は、本研究課題開始の初期において、過失犯の共同正犯の成立範囲に重点を置いて研究成果を公表したものである。ここでは、分担者の研究蓄積をベースとしつつ、それをさらにリファインする内容である。具体的には、代表者の先行する関連業績（刑事法ジャーナル 28 号 11 頁以下）に対して寄せられた研究者からの批判（立命館法学 339 = 340 号 499 頁以下）に対する反論を行いつつ、（ ）過失犯の共同正犯は処罰拡張事由であることを指摘し、文言上もそのような理解が可能であること、（ ）過失犯を検討する際に、結果回避義務の問題と過失不作為犯の主体選定にかかわる作為義務とは区別して検討すべきであること、（ ）過失犯の共同正犯においては、共同過失 共同結果回避義務の共同違反を論ずべきであること、（ ）その際には「相互促進性」を「共同性」の内実として捉えて共同正犯の一要件とすべきこと、（ ）規範的共同性のみをもって「共同性」を判断することは、その判断の恣意性が強くなり、妥当ではないこと、（ ）相互監視義務が認められる場合に共同義務とされるべきこととし、当地裁係属中であつた副題の事件の警察署（元）副署長の共同正犯の成立について否定的な理解を明らかにした。

この成果を研究の比較的初期に公表することを通じて、方向性を示しつつ、学界・実務の反応を観測するという意義づけもあり、その反応を踏まえて、さらに発展的に本課題に関するテーマを深化させた研究最終期の論文 につながるものである。また、重点的に検討を行った本件副署長の刑事責任に関しては、1 審、控訴審ともに代表者の分析と同様、免訴判決が下され実務的な動向とも整合しうる先導的成果となっている（上告中）。

そして、本論点に関する最終的な成果といえる論文 は、過失競合も視野に入れ、それと過失犯の共同正犯についての区別について、研究成果である。前出の明石歩道橋事故事件の第 1 審と控訴審の判断内容を比較して、後者の判断の論理の飛躍を指摘したうえで、本件では予見可能性は認めがたいことを前提とすべきであるとする。その上で、共同正犯に関する従来の多数説である共同義務の共同義務違反説および、過失犯の共同正犯に関する基礎研究および論文 を踏まえつつ、「注意義務の内容における相互監視義務とその違反に際しての相互促進性」を中核に据える見解を提唱し、その具体的適用につき、本件明石歩道橋事故事件を例にしつつ、指導的な監督関係と委任的な監督関係の相違を指摘し、後者のような場合には相互促進性は認めがたいとして共同義務の共同違反を否定する。また、この共同義務の存否により、過失競合との区別がなされるべきであることを明らかにした。

論文 は、最新の過失犯研究成果も踏まえつつ、改めて 20 年前の過失犯の共同正犯に関する裁判例を再検討し、その認定の合理性と判断の射程、残された課題について明らかにしている。近時の共同正犯論一般の議論の進展も視野に入れ、意思連絡と正犯性の認定の限界について課題を指摘している点に意義がある。

（2）手続法に関する成果

手続法専攻分担者による業績の は、組織縦断的・横断的な過失事犯も含みうる組織犯罪を念頭に、組織構造の解明につながる供述を獲得する動機づけのために手法として、組織構成員の一部に一定の利益を供与することの当否、およびその具体的なあり方について検討を加えるものである。同論文では、供述証拠の獲得が不可欠となる場合として、組織犯罪や共犯者間の指揮命令系統や意思決定プロセスを挙げ、本研究テーマと関連する事項を引き、狭義および合意、刑の免責、刑事免責について、それぞれの意義を明らかにし、許容性・実効性を検討して、将来的な採用の際の課題や手続きについて検討を加えている。

また、後掲報告 は、実体法分担者の訴訟法的関心と連携しつつ、手続法の観点から過失犯の訴因の設定につき、注意義務の内容、その具体的違反の事実、注意義務を課する前提となるべき事実といった、従来、通常訴因に記載される事項として判例上も問題となってきたものの取扱いと犯罪論との関連性を明らかにすることを目指し、その研究内容を裁判官・研究者共同の研究会で報告したものである。

（3）研究成果の社会的還元について

以上の成果について、学術的論稿を公表したのみではなく、研究代表者は、海上保安官に対する啓蒙・教育的な媒体での好評も行っている（後掲 および ）。本業績は、船舶という組織単位で生じる海上事故を想定して、その主体選定と過失認定について研究を行ったものである。

また、後掲書籍は、代表者が中心となり執筆された共著の教育用教科書であり、法学部・法科大学院での教育に本研究の成果を還元するものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 14 件)

大塚裕史「過失競合と過失犯の共同正犯の区別 明石花火大会歩道橋副署長事件判決を手がかりとして」『野村稔先生古稀祝賀論文集』、査読無、2015、209 - 230

大塚裕史「鉄道事故と企業幹部の管理・監督責任」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集』上巻、査読無、2014、641 - 666

大塚裕史「予見可能性論の動向と予見可能性の判断構造」『川端博先生古稀祝賀論文集』上巻、査読無、2014、307 - 334

小田直樹「過失犯における危険性と注意義務」『川端博先生古稀祝賀論文集』上巻、査読無、2014、335 - 365

上嶋一高「監督過失」西田典之ほか編『刑法判例百選 総論(第7版)』、査読無、2014、118 - 119

嶋矢貴之「過失の共同正犯」西田典之ほか編『刑法判例百選 総論(第7版)』、査読無、2014、162 - 163

大塚裕史「作為義務論」海上刑事 17号、査読無、2013、25 - 49

大塚裕史「過失競合と過失認定の基礎」海上刑事 18号、査読無、2013、25 - 49

大塚裕史「過失犯論の近時の動向」法学教室 395号、査読無、2013、4 - 10

小田直樹「過失の問い方について」神戸法学雑誌 63巻2号、査読無、2013、1 - 37

宇藤崇「被疑者の取調べ」井上正仁ほか編『刑事訴訟法の争点』、査読無、2013、64 - 65

池田公博「供述証拠の獲得方法 協議および合意、刑の減免と刑事免責」法学教室 398号、査読無、2013、12 - 19

池田公博「取引的刑事司法」井上正仁ほか編『刑事訴訟法の争点』、査読無、2013、36 - 37

大塚裕史「過失犯の共同正犯の成立範囲 明石花火大会歩道橋副署長事件を契機として」神戸法学雑誌 62巻1=2号、査読無、2012、1 - 58

〔学会発表〕(計2件)

宇藤崇「過失犯の訴因について」、現行刑事法研究会、2014年9月27日、早稲田大学

小田直樹「日航機ニアミス事件(最決平22・10・26刑集64巻7号1019頁)」、神戸大学判例刑事法研究会、2012年9月29日、

神戸大学

〔図書〕(計1件)

大塚裕史ほか著『基本刑法 総論』、日本評論社、2012、61 - 85頁

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)
取得状況(計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大塚 裕史(OHTSUKA HIROSHI)
成蹊大学・法務研究科・教授
研究者番号: 40304296

(2) 研究分担者

小田直樹(ODA NAOKI)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号: 10194557

上嶋 一高(UESHIMA KAZUTAKA)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号: 40184923

宇藤 崇(UTOH TAKASHI)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号: 30252943

嶋矢 貴之(SHIMAYA TAKAYUKI)
神戸大学・法学研究科・准教授
研究者番号: 80359869

池田 公博(IKEDA KIMIHIRO)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号: 70302653

(3) 連携研究者

なし。